

# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
行政文書の公開の実施状況の公表(一〇二三・情報公開課)	1
秋田県個人情報保護条例の運用状況の公表(一〇二四・情報公開課)	2
秋田県容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画(第四期)(一〇二五・環境整備課)	4
公共測量実施の通知(一〇二六・建設管理課)	19
道路の供用開始(一〇二七・道路課)	19
宅地建物取引業者名簿閲覧規則の変更(一〇二八・建築住宅課)	19
建築計画概要書等閲覧規程(一〇二九・建築住宅課)	19
公告	
土地改良区の役員の就任の届出(北秋田地域振興局農林部)	20
土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)	20
県営土地改良事業の換地処分(北秋田地域振興局農林部)	20
県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(管財課)	20
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)四件	21

## 告 示

秋田県告示第千二十三号

秋田県情報公開条例(昭和六十二年秋田県条例第三号)第三十二条の規定により、平成十六年度における行政文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成十七年十二月六日

一 行政文書の公開請求件数及び公開に関する決定の状況  
秋田県知事 寺田典城

警察本部長	公安委員会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	議会	知事										実施機関名	請求件数	決定の状況(件数)		
							小計	出納局	建設交通部	産業経済労働部	農林水産部	生活環境文化部	健康福祉部	企画振興部	総務部	公			部分公開	非公開	
五五一	—	二二四	三	〇	一九〇	二三	二二、二八六	四七	一、六四六	二八〇	一、三九一	五九二	七七一	一、一五二	六、四〇七	二、九八三	三、四〇八	一六			
二二五	〇	一七四	〇	〇	四三	一六	六、九九五	三〇	一、三九〇	九三	一、一八六	五七三	六九二	四八	二、九八三	三、四〇八	一六				
二七二	〇	三六	〇	〇	一三二	三	五、二五四	一七	二四九	一八三	二〇二	一六	七六	一、一〇三	三、四〇八	三、四〇八	一六				
二五四	—	四	三	〇	一五	四	三七	〇	七	四	三	三	三	—	三、四〇八	三、四〇八	一六				

労働委員会	○
収用委員会	○
海区漁業調整委員会	○
内水面漁場管理委員会	○

公営企業管理者	四
地方独立行政法人	○
計	一三、二七二
	七、二五三
	五、六九七
	三三二

二 不服申立ての状況  
 実施機関の決定について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく不服申立てがあったものは、次のとおりである。

諮問番号	不服申立て年月日	件名	秋田県情報公開審査会				
			諮問年月日	答申年月日	答申内容		
七六	平成一五・八・五	警察安全相談の処理経過等の部分公開決定に対する審査請求	平成一五・八・二五	平成一六・九・一四	部分公開決定は、妥当(答申四〇号)	平成一六・一〇・六	棄却
七七	平成一五・一〇・二〇	保険会社の支払査定金額が確認できる文書の非公開決定に対する異議申立て	平成一五・一二・二	平成一六・一〇・一八	非公開決定は、妥当(答申四一号)	平成一六・一〇・六	棄却
七八	平成一五・一二・一八	地価調査に係る鑑定評価書の部分公開決定に対する異議申立て	平成一六・一・五	平成一七・一・五	部分公開決定は、妥当(答申四二号)	平成一七・一・一九	棄却

備考 この表に掲げるもののほかに異議申立てが一件あったが、取下げにより終結した。

秋田県告示第千二十四号

秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第百三十八号)第五十条の規定により、平成十六年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成十七年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

一 文書による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

実施機関名	請求件数	決定の状況(件数)		
総務部	○	開示	部分開示	非開示
		○	○	○

公営企業管理者	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会	収用委員会	労働委員会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	議会	知事								
										小計	出納局	建設交通部	産業労働部	農林水産部	生活文化環境部	健康福祉部	企画振興部	
○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	議会	知事										実施機関名	請求件数	二 口頭による開示請求件数及び開示に関する決定の状況	計	地方独立行政法人
				小計	出納局	建設交通部	産業労働部	農林水産部	生活文化環境部	健康福祉部	企画振興部	総務部						
一〇九	○	三、一九五	○	八四	○	—	七	○	—	七五	○	○	開示	決定の状況(件数)	—		○	
一〇九	○	三、一九五	○	八四	○	—	七	○	—	七五	○	○	部分開示	○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非開示	○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非開示	○	○			

秋田県告示第千二十五号

一五	一五	諮詢番号	不服申立て年月日	件名	諮詢年月日	秋田県個人情報公開審査会	諮詢年月日	答申年月日	答申内容	年月日	内容
			平成一六・六・二二	生活保護ケースファイルの非開示決定等に対する異議申立て	平成一七・七・九			未審査			

五 事業者に対する指導状況  
 事業者に対する指導及び助言、説明又は資料の提出の要求、是正の勧告並びに事実の公表は、なかった。

六 不服申立ての状況  
 実施機関の決定について、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づく不服申立てがあったものは、次のとおりである。

一七	一七	諮詢番号	是正の申出年月日	件名	諮詢年月日	秋田県個人情報公開審査会	諮詢年月日	答申年月日	答申内容	年月日	内容
			平成一六・二二・二七	生活保護事務における預貯金通帳の写しの収集及び保有に関する是正の申出	平成一七・一・二八			未審査			

内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会	収用委員会	労働委員会	監査委員
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

三 訂正の請求の状況  
 実施機関が保有する個人情報の訂正の請求は、なかった。  
 是正の申出の状況  
 四 実施機関が保有する個人情報の取扱いの是正の申出があったものは、次のとおりである。

計	公営企業管理者	地方独立行政法人
三、三八八	○	○
三、三八八	○	○
○	○	○
○	○	○

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十



テリフタシート製容器以外のものうち白色トレイに係る分別基準適合物

別表 27のどおり

7 県内において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量(法第9条第2項第3号)

(1) 主として鋼製の容器包装に係る物

別表 31のどおり

(2) 主としてアルミニウム製の容器包装に係る物

別表 32のどおり

(3) 主として段ボール製の容器包装に係る物

別表 33のどおり

(4) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。)に係る物

別表 34のどおり

8 分別収集の促進に関する事項(法第9条第2項第4号)

(1) 分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項

啓発普及活動

循環型社会づくりへの取組を広く喚起するため、特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラムをはじめとする民間団体による活動への支援、あきたエコ&リサイクルフェスティバル、環境あきた県民塾の開催等を通じて、廃棄物の減量化及びリサイクルに関する啓発普及活動を実施します。

実践活動

買い物袋持参運動及びグリーン購入促進運動の推進、リサイクル製品認定制度の周知及び活用等、廃棄物の減量化及びリサイクルに関する実践活動を展開します。

(2) 県内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項

秋田県分別収集促進計画を円滑に推進していくためには、市町村相互間の情報交換や連携が必要なことから、市町村等に対し国の最新の動向並びに廃棄物の適正処理及びリサイクルに関する情報交換の機会を提供するとともに、市町村分別収集計画に基づく分別収集の品目ごとの実施状況及び収集体制の実態を把握しながら、地域ごとに課題解決のための適切な指導を行います。

(3) その他の分別収集の促進に関する事項

リサイクルセンターの整備促進

平成11年度に策定した秋田県一般廃棄物リサイクル拠点施設整備構想を踏

まえ、市町村合併の状況に応じて、資源化施設、ストックヤード等容器包装リサイクルに必要な関連施設の整備を促進します。

環境保全活動への支援

環境あきた県民塾等を通じて各地域におけるリサイクル推進活動の担い手を育成するとともに、地域ごみゼロ推進会議の活動への支援等を通じてリサイクルの推進に向けた団体、企業、自治体等の連携の充実及び強化を促進します。

リサイクル産業の活性化の推進

県及び市町村における認定リサイクル製品の優先的な使用、各種支援制度の活用等を通じて、県内リサイクル関連産業の育成及び活性化を推進します。

率先活動の実践等

県では、国際規格であるISO14001の認証を取得した秋田県庁環境アネジメソトシステムに基づき、エコマーク認定商品及びグリーンマーク認定商品の購入並びに廃棄物の分別により、廃棄物の排出量の削減及び有効利用を率先して進めるほか、あきた環境優良事業所認定制度(秋田版ミニISO)の普及支援等を通じて民間事業所の廃棄物の減量化及びリサイクルへの取組を促進します。また、市町村に対してもこうした取組を率先して進めるよう働きかけます。

別表1 県内の容器包装廃棄物について、各年度における市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量

(単位：t)

市町村(組合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秋 田 市	40,690.00	40,875.00	40,892.00	40,966.00	40,977.00
能 代 市	5,242.00	5,216.00	5,190.00	5,164.00	5,138.00
横 手 市	7,279.29	7,343.78	7,362.46	7,387.51	7,435.12
大 館 市	7,823.60	7,875.00	7,870.50	7,824.70	7,798.50
男 鹿 市	2,948.00	2,882.00	2,819.00	2,757.00	2,696.00
湯 沢 市	2,509.00	2,514.00	2,519.00	2,524.00	2,529.00
由 利 本 荘 市	3,295.00	3,298.00	3,301.00	3,304.00	3,307.00
潟 上 市	3,880.19	3,818.45	3,757.88	3,697.91	3,638.80
大 仙 市	6,483.00	6,423.00	6,365.00	6,327.00	6,283.00
北 秋 田 市	1,500.00	1,600.00	1,700.00	1,650.00	1,600.00
仙 北 市	2,020.00	2,016.00	2,012.00	2,009.00	2,005.00
に か ほ 市	943.00	992.00	1,038.00	1,087.00	1,312.00
上 小 阿 仁 村	114.00	113.00	110.00	109.00	106.00
琴 丘 町	303.00	308.00	315.00	320.00	320.00
二 ツ 井 町	310.00	314.00	318.00	321.00	326.00
八 森 町	261.00	257.00	253.00	249.00	245.00
山 本 町	485.00	486.00	488.00	492.00	497.00
八 竜 町	459.00	452.00	445.00	439.00	432.00
藤 里 町	137.00	138.00	138.00	139.00	139.00
峰 浜 村	294.00	292.00	290.00	288.00	286.00
五 城 目 町	727.00	720.00	713.00	706.00	700.00
八 郎 潟 町	193.00	192.00	190.00	190.00	190.00
井 川 町	132.00	140.00	152.00	160.00	171.00
大 潟 村	191.50	191.50	185.50	185.50	179.50
美 郷 町	1,231.00	1,206.00	1,182.00	1,157.00	1,133.00
羽 後 町	897.00	964.00	1,020.00	1,022.00	1,021.00
東 成 瀬 村	138.00	140.00	140.00	145.00	145.00
鹿角広域行政組合	4,330.00	4,294.00	4,256.00	4,215.00	4,174.00
鹿角市	3,682.00	3,654.00	3,624.00	3,593.00	3,561.00
小坂町	648.00	640.00	632.00	622.00	613.00
合算量	94,815.58	95,060.73	95,022.34	94,835.62	94,783.92

別表2 県内において得られる分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量

(1) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色のものに係る分別基準適合物

(単位：t)

市町村(組合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秋 田 市	1,366.00 (0.00)	1,327.00 (0.00)	1,324.00 (0.00)	1,282.00 (0.00)	1,282.00 (0.00)
能 代 市	138.00 (5.00)	136.00 (4.00)	133.00 (4.00)	130.00 (4.00)	128.00 (4.00)
横 手 市	372.87 (9.00)	378.48 (9.54)	384.23 (9.13)	387.14 (9.77)	391.22 (10.47)
大 館 市	39.61 (39.61)	39.87 (39.87)	39.85 (39.85)	475.42 (0.00)	513.32 (0.00)
男 鹿 市	47.00 (0.00)	49.00 (0.00)	51.00 (0.00)	52.00 (0.00)	54.00 (0.00)
湯 沢 市	179.00 (0.00)	184.00 (0.00)	185.00 (0.00)	186.00 (0.00)	187.00 (0.00)
由 利 本 荘 市	133.00 (40.00)	134.00 (40.00)	135.00 (41.00)	135.00 (41.00)	136.00 (41.00)
潟 上 市	-	-	-	280.24 (0.00)	275.76 (0.00)
大 仙 市	117.20 (0.00)	120.00 (0.00)	122.80 (0.00)	128.20 (0.00)	133.80 (0.00)
北 秋 田 市	155.00 (0.00)	160.00 (0.00)	165.00 (0.00)	165.00 (0.00)	170.00 (0.00)
仙 北 市	-	59.00 (0.00)	59.00 (0.00)	58.00 (0.00)	58.00 (0.00)
に か ほ 市	63.00 (0.00)	65.00 (0.00)	69.00 (0.00)	72.00 (0.00)	76.00 (0.00)
上 小 阿 仁 村	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	9.00 (0.00)	9.00 (0.00)
琴 丘 町	6.00 (6.00)	6.00 (6.00)	6.00 (6.00)	7.00 (7.00)	7.00 (7.00)
二 ツ 井 町	50.00 (0.00)	50.00 (0.00)	53.00 (0.00)	55.00 (0.00)	55.00 (0.00)
八 森 町	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)
山 本 町	19.00 (19.00)	24.00 (24.00)	29.00 (29.00)	35.00 (35.00)	40.00 (40.00)
八 竜 町	17.00 (17.00)	18.00 (18.00)	18.00 (18.00)	19.00 (19.00)	19.00 (19.00)
藤 里 町	14.00 (0.00)	14.00 (0.00)	16.00 (0.00)	16.00 (0.00)	16.00 (0.00)
峰 浜 村	9.00 (9.00)	9.00 (9.00)	9.00 (9.00)	9.00 (9.00)	9.00 (9.00)
五 城 目 町	52.00 (52.00)	49.00 (49.00)	46.00 (46.00)	43.00 (43.00)	40.00 (40.00)
八 郎 潟 町	30.00 (30.00)	29.00 (29.00)	28.00 (28.00)	28.00 (28.00)	28.00 (28.00)
井 川 町	15.00 (15.00)	15.00 (15.00)	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)	15.00 (0.00)
大 潟 村	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)
美 郷 町	26.00 (0.00)	27.00 (0.00)	29.00 (0.00)	30.00 (0.00)	31.00 (0.00)
羽 後 町	83.00 (50.00)	88.00 (50.00)	92.00 (50.00)	92.00 (50.00)	92.00 (50.00)
東 成 瀬 村	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)
鹿角広域行政組合	187.00 (0.00)	185.00 (0.00)	183.00 (0.00)	181.00 (0.00)	178.00 (0.00)
鹿角市	159.00 (0.00)	157.00 (0.00)	156.00 (0.00)	154.00 (0.00)	152.00 (0.00)
小坂町	28.00 (0.00)	28.00 (0.00)	27.00 (0.00)	27.00 (0.00)	26.00 (0.00)
合算量	3,164.68 (291.61)	3,212.35 (293.41)	3,237.88 (279.98)	3,926.00 (245.77)	3,980.10 (248.47)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。



( 2 ) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって茶色のものに係る分別基準適合物

( 単位 : t )

市町村(組合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秋 田 市	1,287.00 (0.00)	1,251.00 (0.00)	1,248.00 (0.00)	1,208.00 (0.00)	1,208.00 (0.00)
能 代 市	209.00 (40.00)	205.00 (39.00)	202.00 (37.00)	198.00 (36.00)	195.00 (34.00)
横 手 市	630.59 (66.92)	641.15 (67.00)	648.04 (67.09)	654.27 (66.19)	660.88 (66.30)
大 館 市	33.01 (33.01)	33.23 (33.23)	33.21 (33.21)	396.16 (0.00)	427.77 (0.00)
男 鹿 市	42.00 (0.00)	44.00 (0.00)	45.00 (0.00)	47.00 (0.00)	48.00 (0.00)
湯 沢 市	479.00 (0.00)	484.00 (0.00)	484.00 (0.00)	484.00 (0.00)	484.00 (0.00)
由 利 本 荘 市	481.00 (144.00)	484.00 (145.00)	486.00 (146.00)	489.00 (147.00)	491.00 (147.00)
潟 上 市	-	-	-	201.77 (0.00)	198.55 (0.00)
大 仙 市	315.80 (0.00)	323.30 (0.00)	331.00 (0.00)	345.50 (0.00)	360.60 (0.00)
北 秋 田 市	220.00 (0.00)	225.00 (0.00)	230.00 (0.00)	235.00 (0.00)	240.00 (0.00)
仙 北 市	-	61.00 (0.00)	61.00 (0.00)	60.00 (0.00)	60.00 (0.00)
に か ほ 市	221.00 (0.00)	233.00 (0.00)	244.00 (0.00)	256.00 (0.00)	269.00 (0.00)
上 小 阿 仁 村	21.00 (0.00)	20.00 (0.00)	20.00 (0.00)	20.00 (0.00)	19.00 (0.00)
琴 丘 町	20.00 (20.00)	20.00 (20.00)	20.00 (20.00)	21.00 (21.00)	21.00 (21.00)
二 ツ 井 町	55.00 (0.00)	55.00 (0.00)	53.00 (0.00)	50.00 (0.00)	50.00 (0.00)
八 森 町	18.00 (0.00)	17.00 (0.00)	17.00 (0.00)	17.00 (0.00)	17.00 (0.00)
山 本 町	16.00 (16.00)	21.00 (21.00)	25.00 (25.00)	29.00 (29.00)	33.00 (33.00)
八 竜 町	29.00 (29.00)	30.00 (30.00)	30.00 (30.00)	31.00 (31.00)	32.00 (32.00)
藤 里 町	23.00 (0.00)	24.00 (0.00)	25.00 (0.00)	26.00 (0.00)	27.00 (0.00)
峰 浜 村	26.00 (26.00)	26.00 (26.00)	26.00 (26.00)	26.00 (26.00)	26.00 (26.00)
五 城 目 町	66.00 (66.00)	63.00 (63.00)	60.00 (60.00)	57.00 (57.00)	54.00 (54.00)
八 郎 潟 町	22.00 (22.00)	21.00 (21.00)	20.00 (20.00)	20.00 (20.00)	20.00 (20.00)
井 川 町	29.00 (29.00)	29.00 (29.00)	29.00 (0.00)	30.00 (0.00)	30.00 (0.00)
大 潟 村	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)	18.00 (0.00)
美 郷 町	58.00 (0.00)	61.00 (0.00)	64.00 (0.00)	66.00 (0.00)	69.00 (0.00)
羽 後 町	121.00 (50.00)	144.00 (50.00)	168.00 (50.00)	168.00 (50.00)	167.00 (50.00)
東 成 瀬 村	25.00 (0.00)	25.00 (0.00)	25.00 (0.00)	25.00 (0.00)	25.00 (0.00)
鹿角広域行政組合	236.00 (0.00)	234.00 (0.00)	230.00 (0.00)	227.00 (0.00)	225.00 (0.00)
鹿角市	201.00 (0.00)	199.00 (0.00)	196.00 (0.00)	194.00 (0.00)	192.00 (0.00)
小坂町	35.00 (0.00)	35.00 (0.00)	34.00 (0.00)	33.00 (0.00)	33.00 (0.00)
合算量	4,701.40 (541.93)	4,792.68 (544.23)	4,842.25 (514.30)	5,405.70 (483.19)	5,475.80 (483.30)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

## (3) 商品の容器のうち、主としてガラス製のものであって無色又は茶色のもの以外のものに係る分別基準適合物

(単位：t)

市町村(組合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秋 田 市	695.00 (0.00)	676.00 (0.00)	674.00 (0.00)	653.00 (0.00)	653.00 (0.00)
能 代 市	74.00 (0.00)	71.00 (0.00)	71.00 (0.00)	69.00 (0.00)	68.00 (0.00)
横 手 市	180.38 (1.86)	183.83 (2.03)	187.32 (2.21)	191.04 (2.41)	193.00 (2.63)
大 館 市	8.25 (8.25)	8.31 (8.31)	8.30 (8.30)	99.05 (0.00)	106.94 (0.00)
男 鹿 市	12.00 (0.00)	13.00 (0.00)	13.00 (0.00)	14.00 (0.00)	14.00 (0.00)
湯 沢 市	100.00 (0.00)	103.00 (0.00)	103.00 (0.00)	103.00 (0.00)	103.00 (0.00)
由 利 本 荘 市	126.00 (38.00)	126.00 (38.00)	127.00 (38.00)	128.00 (38.00)	129.00 (39.00)
潟 上 市	-	-	-	56.05 (0.00)	55.15 (0.00)
大 仙 市	76.40 (0.00)	78.20 (0.00)	80.10 (0.00)	83.60 (0.00)	87.20 (0.00)
北 秋 田 市	50.00 (0.00)	52.00 (0.00)	55.00 (0.00)	55.00 (0.00)	55.00 (0.00)
仙 北 市	-	25.00 (0.00)	24.00 (0.00)	24.00 (0.00)	24.00 (0.00)
に か ほ 市	58.00 (0.00)	63.00 (0.00)	65.00 (0.00)	68.00 (0.00)	71.00 (0.00)
上 小 阿 仁 村	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)
琴 丘 町	6.00 (6.00)	6.00 (6.00)	6.00 (6.00)	7.00 (7.00)	7.00 (7.00)
二 ツ 井 町	24.00 (0.00)	26.00 (0.00)	27.00 (0.00)	29.00 (0.00)	30.00 (0.00)
八 森 町	4.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)
山 本 町	4.00 (4.00)	5.00 (5.00)	6.00 (6.00)	8.00 (8.00)	9.00 (9.00)
八 竜 町	6.00 (6.00)	6.00 (6.00)	7.00 (7.00)	7.00 (7.00)	7.00 (7.00)
藤 里 町	9.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)
峰 浜 村	3.00 (3.00)	3.00 (3.00)	3.00 (3.00)	3.00 (3.00)	3.00 (3.00)
五 城 目 町	13.00 (13.00)	12.00 (12.00)	11.00 (11.00)	10.00 (10.00)	9.00 (9.00)
八 郎 潟 町	8.00 (8.00)	8.00 (8.00)	8.00 (8.00)	8.00 (8.00)	8.00 (8.00)
井 川 町	7.00 (7.00)	7.00 (7.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)
大 潟 村	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)
美 郷 町	14.00 (0.00)	15.00 (0.00)	16.00 (0.00)	16.00 (0.00)	17.00 (0.00)
羽 後 町	58.00 (20.00)	72.00 (20.00)	81.00 (20.00)	81.00 (20.00)	81.00 (20.00)
東 成 瀬 村	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)
鹿角広域行政組合	55.00 (0.00)	55.00 (0.00)	54.00 (0.00)	54.00 (0.00)	53.00 (0.00)
鹿角市	47.00 (0.00)	47.00 (0.00)	46.00 (0.00)	46.00 (0.00)	45.00 (0.00)
小坂町	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)
合算量	1,611.30 (115.11)	1,645.34 (115.34)	1,664.72 (109.51)	1,803.74 (103.41)	1,820.29 (104.63)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(4) 商品の容器包装のうち、主として紙製のものであって飲料用紙製容器包装又は段ボール製容器包装以外のものに係る分別基準適合物

(単位：t)

市町村(組合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秋 田 市	-	-	-	-	-
能 代 市	-	-	-	-	-
横 手 市	-	-	-	-	-
大 館 市	-	-	-	112.25 (0.00)	111.88 (0.00)
男 鹿 市	-	-	-	-	-
湯 沢 市	-	-	-	-	-
由 利 本 荘 市	-	-	-	-	-
潟 上 市	294.06 (294.06)	300.95 (300.95)	307.57 (307.57)	313.87 (313.87)	319.88 (319.88)
大 仙 市	-	-	-	-	-
北 秋 田 市	-	-	-	-	-
仙 北 市	6.00 (6.00)	6.00 (6.00)	6.00 (6.00)	6.00 (6.00)	6.00 (6.00)
に か ほ 市	-	-	-	-	100.00 (0.00)
上 小 阿 仁 村	-	-	-	-	-
琴 丘 町	-	-	-	-	-
二 ツ 井 町	-	-	-	-	-
八 森 町	-	-	-	-	-
山 本 町	-	-	-	-	-
八 竜 町	-	-	-	-	-
藤 里 町	-	-	-	-	-
峰 浜 村	-	-	-	-	-
五 城 目 町	-	-	-	-	-
八 郎 潟 町	-	-	-	-	-
井 川 町	-	-	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)
大 潟 村	2.00 (2.00)	2.00 (2.00)	2.00 (2.00)	2.00 (2.00)	2.00 (2.00)
美 郷 町	-	-	-	-	-
羽 後 町	-	-	-	-	-
東 成 瀬 村	-	-	-	-	-
鹿 角 広 域 行 政 組 合	-	-	-	-	-
鹿角市	-	-	-	-	-
小坂町	-	-	-	-	-
合 算 量	302.06 (302.06)	308.95 (308.95)	320.57 (315.57)	439.12 (321.87)	544.76 (327.88)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(5) 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの(飲料又はしょうゆを充てんするためのものに限る。)に係る分別基準適合物

(単位：t)

市町村(組合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秋 田 市	1,221.00 (0.00)	1,225.00 (0.00)	1,323.00 (0.00)	1,324.00 (0.00)	1,324.00 (0.00)
能 代 市	183.00 (0.00)	190.00 (0.00)	198.00 (0.00)	206.00 (0.00)	214.00 (0.00)
横 手 市	190.53 (0.00)	194.10 (0.00)	197.69 (0.00)	201.45 (0.00)	205.22 (0.00)
大 館 市	178.26 (178.26)	179.43 (179.43)	179.33 (179.33)	178.28 (0.00)	177.69 (0.00)
男 鹿 市	37.00 (0.00)	39.00 (0.00)	40.00 (0.00)	41.00 (0.00)	43.00 (0.00)
湯 沢 市	-	137.00 (0.00)	137.00 (0.00)	137.00 (0.00)	137.00 (0.00)
由 利 本 荘 市	185.00 (24.00)	187.00 (24.00)	189.00 (25.00)	191.00 (25.00)	193.00 (25.00)
潟 上 市	91.48 (0.00)	92.60 (0.00)	93.66 (0.00)	94.66 (0.00)	95.60 (0.00)
大 仙 市	206.80 (0.00)	215.80 (0.00)	231.70 (0.00)	237.20 (0.00)	242.80 (0.00)
北 秋 田 市	112.00 (0.00)	115.00 (0.00)	118.00 (0.00)	120.00 (0.00)	120.00 (0.00)
仙 北 市	84.00 (0.00)	83.00 (0.00)	83.00 (0.00)	83.00 (0.00)	82.00 (0.00)
に か ほ 市	102.00 (0.00)	109.00 (0.00)	117.00 (0.00)	125.00 (0.00)	133.00 (0.00)
上 小 阿 仁 村	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	7.00 (0.00)
琴 丘 町	11.00 (11.00)	12.00 (12.00)	12.00 (12.00)	13.00 (13.00)	13.00 (13.00)
二 ツ 井 町	30.00 (0.00)	30.00 (0.00)	30.00 (0.00)	30.00 (0.00)	30.00 (0.00)
八 森 町	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)	7.00 (0.00)
山 本 町	14.00 (14.00)	17.00 (17.00)	19.00 (19.00)	22.00 (22.00)	25.00 (25.00)
八 竜 町	16.00 (16.00)	17.00 (17.00)	17.00 (17.00)	18.00 (18.00)	19.00 (19.00)
藤 里 町	16.00 (0.00)	17.00 (0.00)	18.00 (0.00)	19.00 (0.00)	20.00 (0.00)
峰 浜 村	12.00 (12.00)	12.00 (12.00)	12.00 (12.00)	12.00 (12.00)	12.00 (12.00)
五 城 目 町	18.00 (1.00)	19.00 (1.00)	19.00 (1.00)	20.00 (1.00)	20.00 (1.00)
八 郎 潟 町	12.00 (0.00)	11.00 (0.00)	11.00 (0.00)	11.00 (0.00)	10.00 (0.00)
井 川 町	-	-	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)	5.00 (0.00)
大 潟 村	21.00 (0.00)	21.00 (0.00)	19.00 (0.00)	19.00 (0.00)	17.00 (0.00)
美 郷 町	23.00 (0.00)	24.00 (0.00)	25.00 (0.00)	26.00 (0.00)	28.00 (0.00)
羽 後 町	46.00 (0.00)	47.00 (0.00)	47.00 (0.00)	47.00 (0.00)	47.00 (0.00)
東 成 瀬 村	7.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	8.00 (0.00)	9.00 (0.00)
鹿角広域行政組合	68.00 (0.00)	67.00 (0.00)	67.00 (0.00)	66.00 (0.00)	64.00 (0.00)
鹿角市	58.00 (0.00)	57.00 (0.00)	57.00 (0.00)	56.00 (0.00)	55.00 (0.00)
小坂町	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	10.00 (0.00)	9.00 (0.00)
合算量	2,900.07 (256.26)	3,083.93 (262.43)	3,231.38 (265.33)	3,269.59 (91.00)	3,300.31 (95.00)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

( 6 ) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであってポリエチレンテレフタレート製容器以外のもの(白色トレイを除く。)に係る分別基準適合物

(単位：t)

市町村(組合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秋 田 市	-	-	-	-	-
能 代 市	-	187.00 (0.00)	191.00 (0.00)	195.00 (0.00)	198.00 (0.00)
横 手 市	257.25 (0.00)	261.58 (0.00)	263.32 (0.00)	266.07 (0.00)	268.84 (0.00)
大 館 市	-	-	-	950.84 (950.84)	947.67 (947.67)
男 鹿 市	-	-	-	-	-
湯 沢 市	-	1,041.00 (0.00)	1,041.00 (0.00)	1,040.00 (0.00)	1,040.00 (0.00)
由 利 本 荘 市	-	-	-	-	-
潟 上 市	-	-	-	767.23 (0.00)	781.93 (0.00)
大 仙 市	-	-	-	-	-
北 秋 田 市	-	-	-	-	-
仙 北 市	-	-	23.00 (0.00)	23.00 (0.00)	23.00 (0.00)
に か ほ 市	-	-	-	-	45.00 (0.00)
上 小 阿 仁 村	-	-	-	-	-
琴 丘 町	-	-	-	-	-
二 ツ 井 町	-	-	-	-	-
八 森 町	-	-	-	-	-
山 本 町	-	-	-	-	-
八 竜 町	-	-	-	-	-
藤 里 町	-	-	-	-	-
峰 浜 村	-	-	-	-	-
五 城 目 町	-	-	-	-	-
八 郎 潟 町	-	-	-	-	-
井 川 町	-	-	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)
大 潟 村	15.00 (15.00)	15.00 (15.00)	14.00 (14.00)	14.00 (14.00)	13.00 (13.00)
美 郷 町	-	-	-	-	-
羽 後 町	349.00 (0.00)	356.00 (0.00)	357.00 (0.00)	359.00 (0.00)	360.00 (0.00)
東 成 瀬 村	-	52.00 (0.00)	53.00 (0.00)	54.00 (0.00)	54.00 (0.00)
鹿角広域行政組合	-	-	-	-	-
鹿角市	-	-	-	-	-
小坂町	-	-	-	-	-
合算量	621.25 (15.00)	1,912.58 (15.00)	1,945.32 (14.00)	3,672.14 (964.84)	3,734.44 (960.67)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

(7) 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のものであってポリエチレンテレフタレート製容器以外のもののうち白色トレイに係る分別基準適合物

(単位：t)

市町村(組合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秋 田 市	-	-	-	-	-
能 代 市	-	-	-	-	-
横 手 市	-	-	-	-	-
大 館 市	-	-	-	-	-
男 鹿 市	-	-	-	-	-
湯 沢 市	-	-	-	-	-
由 利 本 荘 市	-	-	-	-	-
潟 上 市	-	-	-	-	-
大 仙 市	-	-	-	-	-
北 秋 田 市	15.00 (0.00)	17.00 (0.00)	20.00 (0.00)	22.00 (0.00)	25.00 (0.00)
仙 北 市	-	-	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)	3.00 (0.00)
に か ほ 市	-	-	-	-	5.00 (0.00)
上 小 阿 仁 村	1.00 (0.00)	1.00 (0.00)	1.00 (0.00)	1.00 (0.00)	1.00 (0.00)
琴 丘 町	-	-	-	-	-
二 ツ 井 町	-	-	-	-	-
八 森 町	-	-	-	-	-
山 本 町	-	-	-	-	-
八 竜 町	-	-	-	-	-
藤 里 町	-	-	-	-	-
峰 浜 村	-	-	-	-	-
五 城 目 町	-	-	-	-	-
八 郎 潟 町	-	-	-	-	-
井 川 町	-	-	-	-	-
大 潟 村	15.00 (15.00)	15.00 (15.00)	14.00 (14.00)	14.00 (14.00)	13.00 (13.00)
美 郷 町	-	-	-	-	-
羽 後 町	-	-	-	-	-
東 成 瀬 村	-	-	-	-	-
鹿 角 広 域 行 政 組 合	-	-	-	-	-
鹿角市	-	-	-	-	-
小坂町	-	-	-	-	-
合算量	31.00 (15.00)	33.00 (15.00)	38.00 (14.00)	40.00 (14.00)	47.00 (13.00)

(注) 括弧内の量は、指定法人による引取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示します。

別表3 県内において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量

(1) 主として鋼製の容器包装に係る物

(単位：t)

市町村(組合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秋 田 市	1,908.00	1,830.00	1,826.00	1,827.00	1,744.00
能 代 市	230.00	225.00	221.00	216.00	212.00
横 手 市	879.52	896.64	907.37	917.93	930.69
大 館 市	415.94	418.67	418.43	475.42	503.45
男 鹿 市	129.00	126.00	124.00	121.00	118.00
湯 沢 市	206.00	211.00	212.00	213.00	214.00
由 利 本 荘 市	360.00	353.00	346.00	339.00	332.00
潟 上 市	319.93	321.83	323.61	325.23	326.69
大 仙 市	226.40	231.80	237.30	247.70	258.50
北 秋 田 市	150.00	153.00	155.00	155.00	160.00
仙 北 市	137.00	137.00	136.00	136.00	135.00
に か ほ 市	123.00	127.00	130.00	134.00	139.00
上 小 阿 仁 村	12.00	12.00	11.00	11.00	11.00
琴 丘 町	20.00	20.00	20.00	21.00	21.00
二 ツ 井 町	60.00	61.00	62.00	63.00	65.00
八 森 町	14.00	13.00	13.00	13.00	13.00
山 本 町	24.00	27.00	31.00	34.00	37.00
八 竜 町	34.00	35.00	36.00	37.00	38.00
藤 里 町	25.00	24.00	23.00	22.00	21.00
峰 浜 村	19.00	19.00	19.00	19.00	19.00
五 城 目 町	70.00	67.00	64.00	61.00	58.00
八 郎 潟 町	32.00	30.00	29.00	28.00	28.00
井 川 町	28.00	28.00	28.00	28.00	28.00
大 潟 村	23.00	23.00	23.00	23.00	23.00
美 郷 町	92.00	97.00	101.00	106.00	110.00
羽 後 町	89.00	94.00	99.00	99.00	98.00
東 成 瀬 村	16.00	16.00	16.00	17.00	18.00
鹿角広域行政組合	363.00	358.00	354.00	349.00	345.00
鹿角市	309.00	305.00	302.00	298.00	295.00
小坂町	54.00	53.00	52.00	51.00	50.00
合算量	6,005.79	5,954.94	5,965.71	6,038.28	6,006.33

## (2) 主としてアルミニウム製の容器包装に係る物

(単位：t)

市町村(組合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秋 田 市	883.00	847.00	845.00	845.00	807.00
能 代 市	61.00	60.00	59.00	58.00	56.00
横 手 市	286.70	287.72	294.06	297.80	301.16
大 館 市	184.86	186.08	185.97	211.30	223.76
男 鹿 市	103.00	101.00	99.00	97.00	95.00
湯 沢 市	114.00	119.00	120.00	121.00	122.00
由 利 本 荘 市	90.00	91.00	92.00	93.00	94.00
潟 上 市	84.69	85.19	85.66	86.09	86.40
大 仙 市	132.00	135.10	138.40	144.40	150.70
北 秋 田 市	50.00	53.00	55.00	55.00	60.00
仙 北 市	72.00	71.00	71.00	71.00	71.00
に か ほ 市	32.00	34.00	34.00	35.00	36.00
上 小 阿 仁 村	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
琴 丘 町	4.00	4.00	4.00	5.00	5.00
二 ツ 井 町	15.00	16.00	17.00	18.00	20.00
八 森 町	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
山 本 町	16.00	18.00	20.00	22.00	25.00
八 竜 町	10.00	10.00	11.00	11.00	11.00
藤 里 町	10.00	11.00	11.00	12.00	12.00
峰 浜 村	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00
五 城 目 町	20.00	19.00	18.00	17.00	16.00
八 郎 潟 町	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00
井 川 町	13.00	13.00	14.00	14.00	14.00
大 潟 村	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00
美 郷 町	47.00	50.00	52.00	54.00	56.00
羽 後 町	42.00	45.00	47.00	47.00	47.00
東 成 瀬 村	7.00	7.00	7.00	8.00	8.00
鹿角広域行政組合	84.00	82.00	81.00	80.00	78.00
鹿角市	71.00	70.00	69.00	68.00	67.00
小坂町	13.00	12.00	12.00	12.00	11.00
合算量	2,392.25	2,376.09	2,392.09	2,433.59	2,426.02



( 3 ) 主として段ボール製の容器包装に係る物

( 単位 : t )

市町村(組合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秋 田 市	2,981.00	3,052.00	3,086.00	3,138.00	3,169.00
能 代 市	325.00	322.00	318.00	315.00	312.00
横 手 市	652.41	656.97	659.59	664.36	669.22
大 館 市	338.69	340.92	340.72	445.71	473.83
男 鹿 市	60.00	62.00	64.00	66.00	68.00
湯 沢 市	231.00	233.00	235.00	237.00	239.00
由 利 本 荘 市	480.00	481.00	482.00	482.00	483.00
潟 上 市	366.25	368.02	369.65	367.42	361.55
大 仙 市	176.00	178.40	186.20	194.30	202.80
北 秋 田 市	280.00	285.00	290.00	300.00	300.00
仙 北 市	62.00	62.00	61.00	61.00	61.00
に か ほ 市	344.00	361.00	379.00	397.00	418.00
上 小 阿 仁 村	19.00	19.00	18.00	18.00	18.00
琴 丘 町	40.00	40.00	40.00	40.00	40.00
二 ツ 井 町	70.00	70.00	70.00	70.00	70.00
八 森 町	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00
山 本 町	43.00	43.00	44.00	44.00	44.00
八 竜 町	-	-	-	-	-
藤 里 町	28.00	28.00	30.00	30.00	30.00
峰 浜 村	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00
五 城 目 町	26.00	26.00	26.00	26.00	26.00
八 郎 潟 町	15.00	14.00	14.00	14.00	14.00
井 川 町	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
大 潟 村	58.00	58.00	56.00	56.00	54.00
美 郷 町	36.00	38.00	40.00	42.00	43.00
羽 後 町	108.00	117.00	126.00	126.0	127.00
東 成 瀬 村	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00
鹿角広域行政組合	171.00	169.00	167.00	165.00	163.00
鹿角市	145.00	144.00	142.00	141.00	139.00
小坂町	26.00	25.00	25.00	24.00	24.00
合算量	6,955.35	7,069.31	7,147.16	7,343.79	7,431.40

(4) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。)に係る物

(単位: t)

市町村(組合)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秋 田 市	20.00	20.00	21.00	21.00	21.00
能 代 市	-	-	-	-	-
横 手 市	68.59	67.70	66.05	65.42	64.61
大 館 市	18.49	18.61	18.60	26.41	26.32
男 鹿 市	-	-	-	-	-
湯 沢 市	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
由 利 本 荘 市	-	-	-	-	-
潟 上 市	52.28	56.59	60.75	64.77	68.63
大 仙 市	1.80	2.00	2.40	2.60	2.90
北 秋 田 市	18.00	20.00	22.00	23.00	24.00
仙 北 市	-	-	3.00	3.00	3.00
に か ほ 市	-	-	-	-	20.00
上 小 阿 仁 村	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
琴 丘 町	-	-	-	-	-
二 ツ 井 町	-	-	-	-	-
八 森 町	9.00	8.00	8.00	8.00	8.00
山 本 町	-	-	-	-	-
八 竜 町	-	-	-	-	-
藤 里 町	-	-	-	-	-
峰 浜 村	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
五 城 目 町	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00
八 郎 潟 町	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
井 川 町	-	-	3.00	3.00	3.00
大 潟 村	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
美 郷 町	-	-	-	-	-
羽 後 町	1.00	2.00	2.00	2.00	2.00
東 成 瀬 村	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
鹿 角 広 域 行 政 組 合	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
鹿角市	-	-	-	-	-
小坂町	-	-	-	-	-
合算量	210.66	216.40	228.30	240.70	264.96

秋田県告示第千二十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり能代市長から公共測量実施の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。  
平成十七年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類  
公共測量

- 二 作業を行う地域  
能代市東能代駅前地区

- 三 作業を行う期間  
平成十七年十一月十八日から同年十二月十五日まで

秋田県告示第千二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十七年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	山谷富根停車場線	能代市常盤字榎木岱一七九番地先から字太田面一八一番まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年十二月六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (一) 場所 建設交通部道路課
  - (二) 期間 平成十七年十二月六日から同月十九日まで

秋田県告示第千二十八号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十三年建設省令第十二号）第五条の二第二項の規定に基づき定めた宅地建物取引業者名簿閲覧規則を次のとおり変更したので、告示する。  
平成十七年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

宅地建物取引業者名簿閲覧規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における宅地建物取引業者名簿その他の書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に關し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の時間)

第二条 名簿等の閲覧の時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(閲覧所の定休日)

第三条 閲覧所の定休日は、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項各号に掲げる日とする。

(閲覧所の臨時休日等)

第四条 名簿等を整理する場合その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧の時間を短縮するものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧所外への持出しの禁止)

第五条 名簿等は、これを閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者
- 二 名簿等を汚損し、若しくははき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附則

この規則は、平成十七年十二月六日から施行する。

秋田県告示第千二十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の四第三項の規定により、次のとおり建築計画概要書等閲覧規程を定めたので、同項の規定に基づき、告示する。  
平成十七年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

建築計画概要書等閲覧規程

(趣旨)

第一条 この規程は、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法による処分等の概要書及び全体計画概要書（以下「概要書」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）その他閲覧に關し

必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第二条 閲覧所は、当該概要書に記載されている建築物又は工作物の敷地の所在地を  
所管する地域振興局とする。

(閲覧の時間)

第三条 概要書の閲覧の時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(閲覧所の定休日)

第四条 閲覧所の定休日は、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十  
九号)第一条第一項各号に掲げる日とする。

(閲覧所外への持出しの禁止)

第五条 概要書は、閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止  
することがある。

一 この規程に違反し、又は係員の指示に従わない者

二 概要書を汚損し、若しくははき損し、又はそのおそれがあると認められる者

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成十七年十二月六日から施行する。

(建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法による処分の概要書閲覧規程  
の廃止)

2 建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法による処分の概要書閲覧規程  
は、廃止する。

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、北  
秋田市鷹巣土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項  
の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月六日

一 就任理事の住所及び氏名

北秋田市今泉字今泉九十一番地一

字今泉五十番地

秋田県知事 寺 田 典 城

簾 内 孝 太 郎

成 田 金 正

北秋田市今泉字根立場二番地百七十八

字根立場四十五番地

字大堤岱十四番地三

字上悪戸四十二番地三

字大堤岱十二番地

字今泉七十六番地

就任監事の住所及び氏名

北秋田市今泉字大堤下七番地四

字大堤脇十二番地三

字上野二番地一

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大  
館市麓西土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の  
規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

石 戸 谷 昭 治

大館市大子内字三ツ梨五十二番地

退任理事の住所及び氏名

平成十七年十一月二十四日県営土地改良事業(楢木田地区ほ場整備事業(担い手育  
成型)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八  
十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令  
(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

鹿角市尾去沢字上山一  
九三番一

原野

面積(m<sup>2</sup>)  
四、一三四・〇〇

予定価格(円)  
八、二七〇、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
二	鹿角市花輪字下夕町四一番一	一、二四二・七八
三	鹿角市花輪字下夕町四一番七	一七〇・五二
四	鹿角市花輪字下夕町四一番八	一四三・〇〇〇
五	能代市向能代字トトメキ一一五番三	一、五四〇、〇〇〇
六	能代市河戸川字下大須賀七番四六及び字長崎一九四番五四	四、二九〇、〇〇〇
七	秋田市新屋割山町一番九二	八七、六一六、〇〇〇
八	秋田市將軍野南五丁目三三番五八七、七二二及び一一一六	九、九三二、〇〇〇
一、四	秋田県鹿角地域振興局総務企画部総務経理課 (電話〇一八六 二二一〇四五六)	平成十七年十二月六日(火)から十二月十六日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後五時まで)
五、六	秋田県山本地域振興局総務企画部総務経理課 (電話〇一八五 五二六二〇三)	平成十七年十二月六日(火)から十二月十九日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後五時まで)
七、八	秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇二七三五)	平成十七年十二月六日(火)から十二月十九日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後五時まで)

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一、四	秋田県鹿角地域振興局特別会議室	平成十七年十二月十九日(月)午後一時三十分
五、六	秋田県山本地域振興局第一会議室	平成十七年十二月二十日(火)午前十一時
七、八	秋田県出納局管財課入札室	平成十七年十二月二十日(火)午後一時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合  
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)

(二) 法人の場合  
印鑑及び登記簿の謄本

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 その他

詳細に関しては、秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三五)に照会のこと。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
- (二) 示差熱天秤 質量分析同時測定装置 一式
- (三) 購入物品の仕様等
- (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (五) 納入期限
- (六) 平成十八年三月二十九日(水)
- (七) 納入場所
- (八) 秋田県産業技術総合研究センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含め、平成十七年十二月六日(火)から同月十五日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- 平成十七年十二月二十二日(木)午後一時三十分
- 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
- 秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号、以下「規則」といふ。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効

- 規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
- 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成十七年十二月六日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
- 普通四輪乗用車 六台
- (二) 購入物品の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
- 平成十八年一月三十一日(火)
- (四) 納入場所
- 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含め、平成十七年十二月六日(火)から同月十五日(木)までの期間、随時交付する。

での期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十二月二十二日(木)午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

CNC旋盤 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年三月二十四日(金)

(四) 納入場所

秋田県立秋田工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(三) 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(一) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十二月六日(火)から同月十五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十二月二十二日(木)午後二時

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
立てフリス盤 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十八年三月二十四日(金)
  - (四) 納入場所  
秋田県立秋田工業高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十二月六日(火)から同月十五日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十七年十二月二十二日(木)午後二時十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室

- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他

- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄